

個人住民税の寄附金税額控除

本学園は広島県及び広島市の条例により寄附金税額控除対象法人として指定を受けており、個人住民税の税額控除の対象となります。

例えば、広島市にお住まいの方から1万円のご寄附をいただいた場合、所得税の控除のほかに、住民税800円の納付税額が減額されます。

控除額	(寄附金額－2千円) × 控除率 (広島県民税2%、広島市民税8%)	
申告時期	ご寄附された翌年の確定申告時	
申告方法	安田学園が発行する寄附金領収証を確定申告書類に添付して所轄税務署に提出してください。	
1万円をご寄附いただいた場合、住民税の税額控除額	県民税	市民税
	広島県に居住 160円	広島市に居住 640円
	(1万円－2千円) × 2% = 160円	(1万円－2千円) × 8% = 640円